

● 規程改正の概要

要 旨	刑法の一部改正に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員退職手当規程」の一部改正を行う。
内 容	地方独立行政法人山梨県立病院機構職員退職手当規程の一部改正（規程第●号） 1 規程改正の内容 禁固 → 拘禁刑に改める。
施行期日	令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

地方独立行政法人山梨県立病院機構職員退職手当規程 新旧対照表（令和8年4月1日適用）

新	旧
<p>(起訴中に退職した場合当の退職手当の取扱い)</p> <p>第29条 職員が刑事事件に関し基礎（当該基礎に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項及び次条第5項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当等は、支給しない。ただし、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたときは、この限りでない。</p> <p>2～3 略</p> <p>第30条 略</p> <p>(退職手当の返納)</p> <p>第31条 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給をした一般の退職手当等の額のうち次に掲げる額を返納させることができる。ただし、第17条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けていた場合（受けることができた場合を含む。）はこの限りでない。</p> <p><u>附 則</u>（<u>規程第●号</u>）</p>	<p>(起訴中に退職した場合当の退職手当の取扱い)</p> <p>第29条 職員が刑事事件に関し基礎（当該基礎に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項及び次条第5項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当等は、支給しない。ただし、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたときは、この限りでない。</p> <p>2～3 略</p> <p>第30条</p> <p>(退職手当の返納)</p> <p>第31条 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給をした一般の退職手当等の額のうち次に掲げる額を返納させることができる。ただし、第17条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けていた場合（受けることができた場合を含む。）はこの限りでない。</p>

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
